

令和4年 第5回 教育委員会会議録	
1. 開会日時	令和4年5月26日(木) 午後2時00分
2. 場 所	対馬市役所 峰庁舎 会議室
3. 出席委員	一宮委員、佐伯委員、齋藤委員、早田委員
4. 出席者	中島教育長、八島教育部長、扇次長兼教育総務課長、坂本主幹兼主任指導主事、梅野生涯学習課長、川辺文化財課長
5. 会議書記	扇次長兼教育総務課長(兼)
6. 閉会日時	令和4年5月26日(木) 午後3時00分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第16号 対馬市立学校教育施設条例の一部改正について
日程第 5	議案第17号 対馬市教育支援委員会委員の委嘱について
日程第 6	議案第18号 「対州馬」の文化財追加指定について
日程第 7	報告第7号 要保護及び準要保護児童生徒の認定等について
日程第 8	その他

中島教育長	会議を開会いたします。議事の進行につきましては対馬市教育委員会会議規則により進めたいと思います。では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。今回の会議録署名委員は一宮委員さん及び早田委員さんを指名します。よろしくお願いいたします。
一宮委員、早田委員	はい。
中島教育長	続きまして日程第2「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は本日1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
会場	「異議なし。」の声。
中島教育長	<p>異議なしのようです。したがって会期は本日5月26日の1日とします。会議運営につきましてはどうぞご協力をお願いいたします。</p> <p>次に日程第3「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをご覧ください。5月1日が日曜日でしたので、5月2日市役所の応接室で任命書をいただきました。午後は峰の庁舎で就任式があり、峰庁舎勤務の職員に挨拶を行いました。6日は定例校長会がありました。県教委の地区別校長会が合わせて開催され、県教委義務教育課の参事さん等から本年度の施策に関する概要等の説明がありました。11日、この日は郷土芸能保存会の方がお見えになりました。令和元年度の第29回大会を最後に途絶えている郷土芸能発表会、この第30回大会の開催を計画している旨のお話がありました。12日には映画「祈り」を応援する会から対馬市の上映に向けての協力依頼を受けました。またこの日の文化財課から始まり、一週間にわたり各課の課長さん及び南、北教育事務所の所長さん計6名から業務の内容や本年度の重点施策についての説明を受けました。全て部長にも同席をしていただきました。14日は市P連の定期総会に市長と共に出席をいたしました。16日は市役所の応接室で特別支援学校の設置を望む会の皆さんとの面談がありました。設置に向けて努力している状況について市長からも説明をしていただきました。16日の午後には青年の家運営協議会理事会がありました。所長さんの説明からは少ない職員で施設設備の管理をしっかりと行っている様子が伝わってきました。17日には県教委の特別支援教育課の課長さんがお見えになりました。互いに現時点での状況の説明を行いました。18日は県立図書館の館長さんがお見えになりました。県立図書館の事業等について説明を受け、修学旅行等での利用についての検討をお願いされました。20日は文化財保護審議会が開催されました。新たな4名を含む12名の委員に、2年間の委</p>

	<p>囑状を交付しました。午後は目保呂ダム馬事公園と越高遺跡の現地視察を行いました。23日はVファーレン長崎及び長崎ヴェルカの市長表敬訪問に同席をさせていただきました。昨日25日は高齢者叙勲瑞宝双光章を受章された高島洋明先生への伝達式をご自宅で執り行いました。以上で諸報告を終わります。報告事項について何か質疑等ございましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして日程第4、議案第16号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
扇課長	教育長。教育総務課長。
中島教育長	はい。教育総務課長。
扇課長	<p>失礼いたします。議案第16号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について」、提案理由とその内容を説明いたします。</p> <p>資料の3ページをお願いいたします。対馬市立学校教育施設条例（平成16年対馬市条例第83号）の一部を改正する条例案を対馬市議会に提案することについて教育委員会の議決を求めるものでございます。提案理由を説明いたします。この改正は学校の統廃合に関するものです。学校統廃合は第2期対馬市立学校及び幼稚園統合推進計画に基づき、進めているところでございます。令和5年度から乙宮小学校を豊玉小学校に統合するものでございます。乙宮小学校につきましては令和3年10月に第1回保護者説明会を開催し、令和3年12月に地区説明会を経て令和4年3月28日付で乙宮小学校の統合にかかる合意書を各区長と取り交わしております。よって関係条例につきまして今回、所要の改正を行うものでございます。</p> <p>資料の5ページに一部改正条例の新旧対照表を示しております。表の右側現行部分の下線部分が削る箇所でございます。また資料の4ページにありますように条例の効力を発生させる施行期日を令和5年4月1日としております。以上で説明を終わります。ご審議のうえご決定いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
中島教育長	説明が終わりましたので審議方よろしくお願いいたします。ございませんか。
会場	「ありません。」の声。
中島教育長	では質疑等ないようですから、これから議案第16号を採決いたします。議案第16号「対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例について」、これは原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

会場	「異議なし。」の声。
中島教育長	<p>異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして日程第5、議案第17号「対馬市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
坂本主幹	はい。教育長。
中島教育長	はい。学校教育課。
坂本主幹	<p>それでは議案第17号の「対馬市教育支援委員会委員の委嘱について」提案いたします。本資料6ページから8ページをご参照ください。対馬市教育支援委員会条例第3条の規程に基づき、別紙のとおり対馬市教育支援委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。本資料8ページに示しておりますが、同条例1条の内容から教育支援委員会設置の目的を確認させていただきます。この教育支援委員会は幼児、児童及び生徒で心身障害等のため、教育上特別な配慮を要するものに対し、適正な就学指導や教育的支援を行なうために、対馬市教育委員会に設置されるものでございます。同条例第3条には、この委員会が15人以内で組織されること。また、委員は学識経験を有するもの、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員、児童福祉施設の職員、学校医、その他のものに委嘱することが定められています。</p> <p>7ページをご覧ください。今年度の委員の案を載せています。ご承認よろしく願いいたします。</p>
中島教育長	はい。説明が終わりましたので審議方よろしく願いいたします。質疑、意見等ございませんか。
会場	「ありません。」の声。
中島教育長	質疑等ないようですからこれから議案第17号を採決します。お諮りします。議案第17号「対馬市教育支援委員会委員の委嘱について」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし。」の声。
中島教育長	<p>異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして日程第6、議案第18号「対州馬」の文化財追加指定について」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
川辺課長	はい。教育長。

中島教育長	はい。文化財課長。
川辺課長	議案第18号「対州馬」の文化財追加指定について」提案理由をご説明いたします。資料の9ページをご覧ください。対州馬は平成31年4月に対馬市文化財保護条例第39条第1項の規程により対馬市の文化財として個別に指定されました。令和3年度に当初指定以降、新たに産まれるなど血統登録証明書などの条件が整った4頭について追加指定をしております。今年度、この条件が整った4頭の対州馬について、先週5月20日開催の対馬市文化財保護審議会におきまして、対馬市指定文化財として指定を承認されましたので、今回、対馬市教育委員会の承認を求めるものです。なお、参考資料といたしまして10ページ11ページに現在までの一覧表を載せております。それと本日お配りしました文化財の指定についての保護審議会からの答申の写しを載せております。今回の指定によって文化財に指定された対州馬は全部で39頭となっております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。
中島教育長	説明が終わりましたので審議方よろしくお願いたします。
早田委員	はい。
中島教育長	はい、早田委員。
早田委員	そんな重要なことではないんですけど、対州馬の一覧表を見せてもらって、対馬市が所有していて、(ベイ)というのは、あそうベイパークの(ベイ)ですか。
川辺課長	所有者ですか。場所、そうですね。おそらく。
早田委員	そうだったらこの前、うちがみちしるべのほうで馬事体験をさせてもらったのですが、けっこうあそこにはいるような。10頭近くいなかったかな。ベイはベイパークなのかどうなのかなと思って。
川辺課長	今ですね、所有者は対馬市と対州馬保存会の2つなんです。飼育というか飼養というんですけど、飼養は目保呂ダムとあそうベイパークと佐護と東横インと分散して飼養しています。ここの(ベイ)ってなってるのは、おそらくベイにいるってことだと思うんですね。
早田委員	あの、一般の保存会も入るんでしょうけど、一般の人が飼っている対州馬はいるんですか。
川辺課長	もう今はいません。
早田委員	はい、わかりました。
中島教育長	ほかに質疑、意見等ございませんか。はい、佐伯委員。
佐伯委員	はい、佐伯です。今後の計画と言うかですね、おそらく自然繁殖では

	なくて繁殖を人工的にされてるのかなと思うのですが、今後増やしていく予定なのかどうかそのあたりをちょっと。施設の関係とか人がたくさん必要になったりですね。そういう計画をちょっと教えていただけたら。
川辺課長	文化財課としては増やすとか増やさないということをしているわけではなくて、天然記念物の指定をしているので、なので増やす増やさないは対州馬保存会とかがすることですね。
佐伯委員	なるほど。
川辺課長	馬事協会が証明、血統書の証明が出ているかどうか、きちんと対州馬で間違いないですよという血統書の証明がついているものに関して、文化財指定にしている。なので今39頭、今日承認を得られましたら39頭になりますけど、実際島内で飼養されている対州馬は現時点で44頭います。それはまだ産まれたばかりで血統書が整ってないのであったり、血統がはっきりしない馬だったりします。
佐伯委員	ちなみに所有が対馬市となっているものの管轄はどちらのほうで管轄してらっしゃるのですか。
川辺課長	上県行政サービスセンターです。
佐伯委員	市長部局かなんかのほうで所有をされてるってことなんですかね。
川辺課長	そうですね。
佐伯委員	わかりました。ありがとうございます。
中島教育長	ほかにございませんか。はい。それではほかに質疑等ないようですから、第18号を採決します。お諮りします。議案第18号「対州馬」の文化財追加指定については原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
会場	「異議なし。」の声。
中島教育長	異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり承認されました。 日程第7、報告第7号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」を議題とします。事務局から報告をお願いします。
坂本主幹	はい、教育長。
中島教育長	はい、坂本主幹。
坂本主幹	資料の12ページから14ページをご覧ください。なお、校種別学校別の児童生徒の氏名等については別にお配りをしている資料をご参照ください。この資料につきましてはこの会終了後に回収いたしますことをご了承ください。

	<p>今回は令和4年4月1日現在の継続認定者数と4月末までに申請のあった新たな認定者、認定が取り消しになった者を報告させていただきます。</p> <p>まず要保護認定者についてでございます。13ページになります。小学校の要保護認定者は継続認定者が6名、新規認定者は1名の合計7名となっております。14ページをお願いします。中学校の要保護認定者は継続認定者が10名、新規認定者は1名の合計11名となっております。</p> <p>次に、準要保護についてでございます。13ページにお戻りください。小学校の準要保護認定者は継続認定者が137名、新規認定者は29名の合計166名となっております。14ページをお願いします。中学校の準要保護認定者が継続認定者は95名、新規認定者は3名の合計98名となっております。</p> <p>別冊資料をご覧ください。なお、準要保護認定者の小、中学校1年生につきましては、新入学児童生徒の学用品費の入学前支給の対象となっております。今年度は小学校で28名、中学校で31名がその対象となっております。1年生がその対象になります。認定者は以上でございます。</p> <p>次に認定の取り消しについてご報告いたします。今の別冊資料の最後のページをご覧ください。準要保護の認定を受けていたものの中で継続認定の申請があったものの、所得基準額の超過により認定取り消しとなった中学校生徒が2名、困窮解消となり辞退の申し出があった中学校生徒が2名となっております。そして要保護の認定を受けていたものの中で生活保護が廃止となり認定が取り消しとなった中学校生徒が1名となっております。説明は以上でございます。</p>
中島教育長	<p>はい。報告が終わりましたがこの件に関してして質疑等はないでしょうか。よろしいですか。はい、では質疑等ないのでから報告第7号「要保護及び準要保護児童生徒の認定等について」の報告は終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第8「その他」の事項に移ります。まず初めに各課の事業予定を報告させていただきたいと思っております。お手元に6月分の事業予定表を配布しておりますのでご覧ください。教育総務課から順に主な内容について報告をお願いします。</p>
扇課長	はい。
中島教育長	はい。教育総務課長
扇課長	教育総務課から説明させていただきます。まず6月の14日、第2

	<p>回の対馬市議会定例会となっております。次に6月17日、令和4年度策定振興実施計画等説明会が開催されます。22日に議会によりまず総務文教常任委員会が開催される予定となっております。後ほどまた確認させていただきますが、23日に教育委員会会議の予定を入れております。また月間業務の中に入れておりますけども、日にちは決まっていのですが予定としては6月中に、できれば第1回対馬島っこ留学推進協議会の会議を開催させていただこうと考えております。教育総務課は以上でございます。</p>
坂本主幹	はい、教育長。
中島教育長	坂本主幹
坂本主幹	<p>はい。学校教育課関係です。1日が定例校長会。2日が継続研究校連絡会議。3日が大船越小学校の新任校長校訪問です。5日に厳原北小学校で運動会が開催される予定です。6日が定例教頭会です。7日と8日に人事評価制度にかかる校長面談を実施します。8日が保健主事部会。9日に対馬市介助員研修会です。それから10日が対馬市教育相談会です。11日、12日に中学校体育大会陸上競技大会が実施予定です。15日に栄養教諭・学校栄養職員・食育給食担当者会があります。それから16日に西部中学校、20日に豆敷小学校、27日に豊玉中学校に学校訪問を実施します。17日仁田中学校に担当主事が出向いて研究指定の中間指導を行います。21日研究主任研修会です。23日は体力向上推進モデル校訪問指導が美津島北部小学校であります。これは県教委から指導主事が来て指導があることになっております。30日生活指導主任・生徒指導主事研修会があります。以上です。</p>
中島教育長	はい。
梅野課長	教育長。生涯学習課長。
中島教育長	生涯学習課長。
梅野課長	<p>それでは生涯学習課関係の6月の事業予定について説明をさせていただきます。まず6月9日に県の社会教育委員連絡協議会の総会が県庁で開催される予定でございます。現在のところ対面での開催となっております。6月10日、県子ども会育成連合会評議員会が県の教育会館で開催される予定でございます。</p> <p>それから月間業務の方に記載をしておりますが、本年度の社会教育委員及び公民館運営審議会委員の合同会議を6月中に開催をしたいと考えており、その準備を行う予定です。ただし定例議会の日程等の都合もございますので、6月の下旬もしくは7月の中旬の開催になるかもしれませんが準備を進めていく予定で考えております。</p>

	<p>それから施設の管理業務といたしまして、除草作業を行う予定です。特に6月は、6月11、12日に市の中学校体育大会陸上大会が峰の陸上競技場で開催されますので、陸上競技場周辺及びフィールド内の除草作業を行います。また、7月からプールがオープンになってまいりますので、プールの清掃等も行っていくようにしております。生涯学習課は以上でございます。</p>
川辺課長	はい。文化財課長。
中島教育長	はい。文化財課長。
川辺課長	<p>はい、それでは続きまして文化財課の6月の行事予定をご報告いたします。まず6月2日に長崎市で文化財保護行政主管課長・担当者会議があります。それに埋蔵文化基礎研修会もありまして、私と担当で出席する予定です。6月11日には先ほどいいました、上県行政サービスセンターにおられます島おこし協働隊の吉原さんが中心となりまして、あと博物館と文化財課で、対州馬トークショーというのをWebで開催する予定になっております。6月15日がこれは韓国ですが、盗難仏像の裁判が実施される予定です。予定表の中には入っておりませんが、6月21日に会計年度任用職員の面接を行いたいと思っています。22日が議会の総務文教常任委員会を予定しております。</p> <p>月間業務としまして、今豆殿小学校のほうでですね赤米の田植え、田植えといってもバケツとかプランターに種もみをちょっと発芽させたものを植えていく計画を今、進めております。ご神田のほうがなかなか難しい状態で、保存会の方々も高齢化で難しいということで、せめて赤米だけでも残していこうということで、やっております。田植えに使う土はご神田の土をもらってきてバケツとかプランターに移して使う予定にしております。</p> <p>あと、久田中学校がお船江跡の見学会をしたいと言ってきておりますので、それも今、調整中です。今のところ文化財課の予定は以上です。</p>
中島教育長	はい。事業予定の報告が4課から終わりました。この件に関して質疑等はありませんか。はい、佐伯委員。
佐伯委員	はい、佐伯です。教育総務課にお尋ねしますが、今回議会のほうでは何か議事は上がり始めているのでしょうか。
扇課長	議案のほうですか。
佐伯委員	はい、議案のほうで、委員会に関するほうは。
扇課長	今の予定では先ほど議案で挙げました、学校の統廃合に関する条例の改正を挙げております。また、一般質問でいろいろ出てくるかもわ

	かりませんが。
佐伯委員	わかりました。ありがとうございます。
中島教育長	一般質問は15、16ですか。
八島部長	15、16。もしかしたら17まで。
中島教育長	はい。齋藤委員。
齋藤委員	文化財課に質問なんですけれども、金田城のトイレカーというのは常時おいている認識でしょうか。ケーブルテレビでみたのかなと思うのですが。
中島教育長	はい。文化財課長。
川辺課長	トイレカーはですね、あれは観光交流商工部の方が設置しております、常時は置けないと。容量がある程度決まっているので。
齋藤委員	何かあるときですか。
川辺課長	常時というのが、通常は置いているので、で行ったり来たり。溜まったものを掃除とかいろいろあるので、そう聞いております。
齋藤委員	了解しました。なんか親からそういう意見を聞いたので。トイレがないと困るよねという。
川辺課長	そうですね。なかなか難しくて。
齋藤委員	比田勝小学校が今度6月のどこかで金田城に行くというような。中学校かな。トイレのこととかが心配になってる親がいたので。
川辺課長	まあ、小さいですけど、ないよりは。
齋藤委員	ありがとうございます。
早田委員	ああいう指定を受けているところは建てられないのでしょうか。
川辺課長	難しいですね。金田城は特にですね。特別史跡っていう冠がついているんですよ。普通の国指定ではなく。その人間でいうと国宝と同じような形ですね、結局。ものに例えれば。
早田委員	へえ、全体がそうですか。
川辺課長	そうですね。なので、たとえば案内板の1本ポールを立てるにしても、許可がいる。文化庁の許可が。そういう形なので。そういう景観を阻害するようなものは、現状変更になるようなものはなかなか難しい。実際、本当にそうなんです。
中島教育長	はい。では「その他」、ほかにありませんか。
早田委員	あの赤米のことなんですけども、主藤公敏さんですね。いろいろ大変そうで、結局、神田自体もできないし、田植えも、その保存会の人でもできないという、1人ですよ、なんとか存続するために方法はないのかなと思うんですけど。担当をするとなるとどこがするのかと

	思うのですけれど。
川辺課長	それは神事ではなく、その、種（しゅ）を保存ということですよ ね。
早田委員	あそのの田んぼで植えないとなんか意味はないみたいな。
川辺課長	それは、神事としてした時にはそうなんでしょうね。でもその植物 として見た時には、希少価値的なものはそこはまだ研究されてないとい うか、わからないところですけどね。植物としてなにか天然記念 物等に指定されてるかというところではないので。ちょっとそこが難 しいところですね。
早田委員	神事としてすると自治体が関与するのは難しいですよ。
川辺課長	神事なので久しくその地域で行われているものなので、それは難し いでしょうね、やっぱり。地域で守っていかなくてはいけないものな ので。
佐伯委員	私も豆酏出身で公敏さんの家のすぐ隣、というか一段上の横が実家 なのですが、赤米には小さい頃から一切関わったことがないんです。 数軒でずっと秘密裏に行われるようなものなので。頭受けを見たこと がないですし。
川辺課長	独特ですもんね。とくに赤米の神事は。
佐伯委員	特異な神様の、神事ですので。
川辺課長	本来なら頭仲間でしなくてはいけないものなんですけど、保存会の方 が、それも主藤さんと近い親類の方々が、一部お手伝いをしていた ということですね。ですので、それを今までと同じ形をつないでいく というのは、もう難しいのかなという。ただ、形を変えてするにしても 地元の方の同意とかそういうものが必要になってくるので。そこま で行政がどう関わっていけるかというのは、難しいところですね。 ですから今のところはせめて、あったという事実を子どもたちに伝 えて、種（たね）だけでもなんとか残していこうという形で豆酏小学校 のほうにも協力していただいて、ふるさと学習とも絡めながらやっ ていこうとしているところです。
早田委員	盆踊りも小学生や中学生に教えて保存していこうという流れがあっ たじゃないですか。そういう感じと言われるように小学生に田植えを させて、そのあとずっと学校がするのは難しいかもしれないけれど、 地域の人たちが少しく手分けして、世話してもらっている子どもた ちに収穫をさせて。神事はもちろん難しいのはわかるんですけども、 あそのの田んぼで赤米を育てるといのは形なりにも残していけたら いいのになと思います。

川辺課長	そうですね。
早田委員	対馬の歴史の中でもですけど、日本の歴史の中でも貴重な赤米なのでですね、補助をつけて、そういうのがなくなっていくというのが非常に残念というかもったいないと思います。
佐伯委員	ちなみに赤米は3都市でやり取りしてますけど、ほかの地域はどんな様子ですか。
川辺課長	ほかの地域はですね。それほど厳しくないんです。厳しくないというか保存会が中心になってしてらっしゃるので。決定的に違うのが、赤米の考え方というか。ほかの人たちの地域は、神様にお供えするお米。豆穀の赤米は赤米そのものが神様なんですよ。なのでその、ご神体にメスを入れるとか商品開発とかそういうことをするのはほとんどないという考えなんですね。なので昔からの形を崩さないように、ずっとやってきている。ほかの地区は、赤米の品種改良をすれば一っと植えて、赤米のお菓子を作ったり、商品化してブランド化にして、地域起こしと一緒に結び付けてやっている。そこが違うということです。だから、昔からあるということは共通事項なんですけども、赤米に対する扱い方というか、価値観が違う。豆穀の赤米は赤米そのものが神様である。昔からそういう建前でやってきておりますので、そこが一番難しいところです。
佐伯委員	難しいですね。着地点を探していかないといけないですけど。まず地域の人でもよくわからないという点が、アンタッチャブルなところが。
川辺課長	そうですね。だから地区の方がもっと積極的にしてというのがあればまた違うんでしょうけど、地区の中でもまた特別なものなので。
中島教育長	地域独特の事情も絡んでいるようですね。では赤米以外でほかにございませんか。 はい、では事務局からなにか「その他」事項で何かありませんか。よろしいですか。 では、委員さんから何か「その他」の事項で何かありませんか。
佐伯委員	はい、いのこ歌ですね。あれの保存をしておかないと、もうかなり廃れてきているなど。まあ市で取り組むべきなのかどうかというのもあります。各地区、似たようなものがいっぱいあったりとか。どういう状況になってるのかと。あれも文化といえば文化なんでしょうけれども。そのあたりは文化財課でやらないと。
川辺課長	はい。
中島教育長	文化財課長。

川辺課長	いのこ歌はですね、曲はちょっとどうか分からないのですが、歌詞そのものは取ってあるのを見た記憶があります。今現在いのこをしている場所っていうのも、ごくごく少しですよ。豊玉町だけはたしか旧町で当時は町指定の重要無形民俗文化財に確か指定されてたような。今も豊玉あたりを中心に細々としている。去年一回、今しているところを調べたんですけど、何カ所か豊玉あたりを中心にやっていたところがありましたよね。それも時代の流れと一緒に、秋になったらいのこじゃなくてハロウィンですもんね。学校もどこも。個人的にも違うのかなと思うんですけども。なので、それもできたらいいかなとは思いますが、難しいですよ。
佐伯委員	ちなみに私、豆駝で小さい頃は十数種類歌があったんですよ。特に今の子ども達は1つか2つ、多くて2〜3個しか覚えてないだろうなっていう。昔はもっとあったんじゃないかなっていう。派生っていうかですかね、いわゆるその場で即興でできたのがたぶん、受け継がれたものだけが、受け継がれるような。
川辺課長	地区によって微妙に違うんですよ。歌詞がですね。
佐伯委員	そうですね。
川辺課長	曲調は同じようなものでも。
佐伯委員	そうですね。同じベースになった歌があるんですよ。豊玉に来て、ああ、似てるなって思った。まあまあまあ、そこまで力を入れるものなのかどうかもあるんですけど。残念だなと。
川辺課長	歌詞はですね。また調べておきます。歌詞は見た記憶があります。どここのいのこ歌っていうのが集まったものが。私の勘違いじゃなかったらいいですけど、また確認しておきます。
佐伯委員	よろしくお願いします。
中島教育長	では、そのほかございませんか。
会場	「ありません」の声
中島教育長	本日の会議はこれで終了いたしますけども、次回の会議日程の件で事務局からお願いいたします。
扇課長	はい。次回は6月23日の木曜日、14時から、場所は対馬市役所峰庁舎、本会議室を予定しております。よろしくご検討お願いいたします。
中島教育長	次回会議日程について提案がございました。皆様のご都合はよろしいでしょうか。
早田委員	もう一度お願いします。

扇課長	23日の木曜日、14時から、会議室はこの同じ会議室です。
中島教育長	<p>それでは、次回の会議を6月23日木曜日に開催いたします。開始時刻は14時から。場所は対馬市役所峰庁舎会議室の予定ですが、後日、事務局から改めて通知をいたします。</p> <p>これで本日の日程はすべて終了しましたので会議を閉じます。</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委 員 (自署)

委 員 (自署)